

## 宮崎公立大学内部質保証の方針

本学は、建学の理念・目的の実現に向けて、PDCA サイクル等の手法を適切に活用し大学の質の保証及び向上に取り組むため、内部質保証の方針を次のとおり定める。

### 1 内部質保証の推進に責任を負う組織

内部質保証の推進に責任を負う組織は、内部質保証推進会議とし、本学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを定期的に検証するとともに、大学を構成する各組織における自己点検・評価の取組みが効果的に内部質保証を推進するために、指示又は助言を行う。

### 2 自己点検・評価の実施

大学を構成する各組織は、自己点検・評価の実施主体として、自己点検・評価を自律的かつ積極的に実施し、その結果を内部質保証推進会議へ報告するとともに、改善又は向上を図る。また、内部質保証推進会議は、各組織の自己点検・評価を受けて、全学的な観点から点検・評価を行う。

### 3 計画的な改善活動の実施

計画的な改善活動を実施するため、地方独立行政法人法に基づく中期計画及び年度計画、業務実績報告書、評価委員会による評価等の法令に基づいた一連の過程を自己点検・評価を補完するものとして活用する。

### 4 第三者による評価

認証評価機関による評価を積極的に受けることにより、大学の質の保証及び向上を図るとともに、本学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み、自己点検・評価の適切性を確保する。

### 5 情報公開の推進

社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動及び社会貢献活動に関する自己点検・評価の結果をはじめ、中期計画、年度計画、財務諸表その他の大学情報を積極的に公表する。